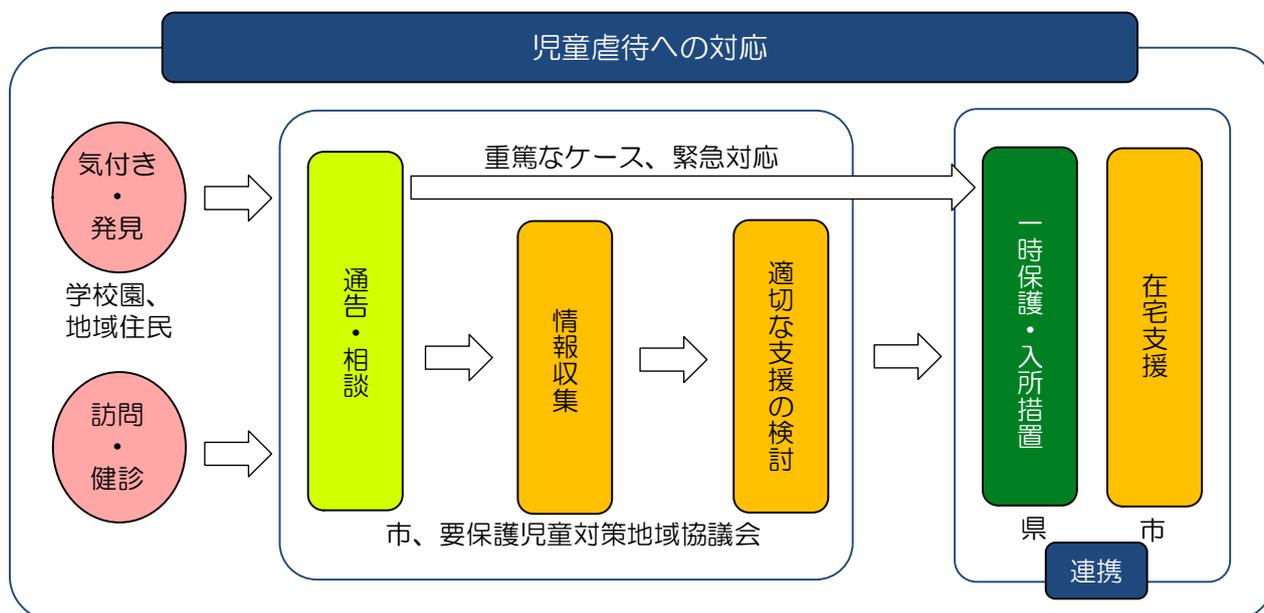


9 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

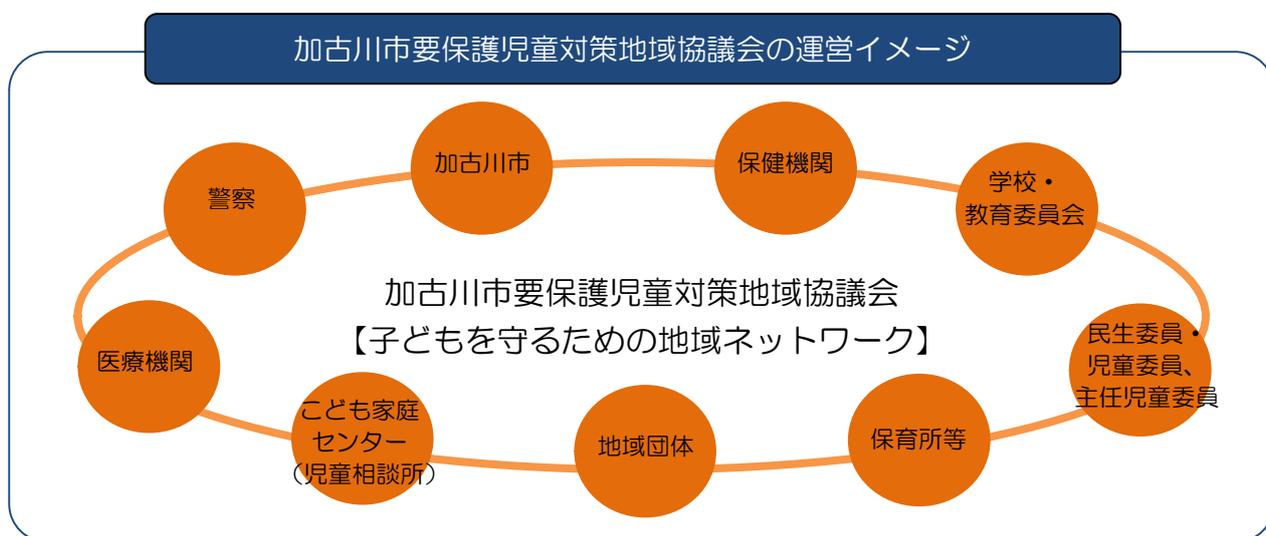
本市では、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進し、「児童虐待の発生予防・早期発見」や「虐待通告に関する啓発活動」のほか、主に家庭への支援を行う「児童虐待への対応」を行い、妊娠期からの切れ目のない支援を行うために「子育て世代包括支援センターとの情報共有」や、重篤なケースに対しては、「兵庫県子ども家庭センター（児童相談所）への情報提供及び協力対応」など、関係機関と連携しながら児童虐待の防止対策に取り組んでいます。

例えば、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査等の実施の際に特別な支援を要すると判断した家庭や、学校園・近隣住民からの児童虐待に関する「気づき・発見」による「通告・相談」を受けた子ども及び家庭に対し、緊急対応が必要な場合は兵庫県子ども家庭センターによる一時保護や児童施設入所などの措置に向けた対応を行うとともに、緊急性がそれほど高くないと判断した場合、必要な「情報収集」や「適切な支援の検討」を行った上で、調査や家庭訪問などを通じた「在宅支援」を行うなど、個々のケースに応じて適切な対応を行っています。



また、要保護児童の適切な保護や、要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、児童虐待防止対策の調整機関として、関係機関で組織する「加古川市要保護児童対策地域協議会」を平成17年3月に設置し、代表者会議、連絡会議、実務者会議、事例検討会議（ケース会議）の4層で構成する会議の開催により、関係機関の連携・協力をはじめ、要保護児童等に関する情報交換及び支援内容の協議や、要保護児童等への対策に係る啓発活動その他対策に関することを協議しています。

児童虐待に関する業務に従事する相談員等の職員には、市町職員等を対象とした児童福祉司任用資格取得研修や要保護児童対策調整機関の調整担当者研修などの専門的な知識や技能を取得するための研修に参加させ、従事者の資質向上を図っていますが、これまで進めてきた取組を継続的に行うためにも、今後も専門的な知識や技能を有する人材を確保していくことが重要であり、安定的な人材の確保に向けた仕組みづくりに努めます。



加古川市要保護児童対策地域協議会での取組

代表者会議

代表者会議では、協議会の活動状況の報告や評価、啓発活動の検討など、連絡会議や実務者会議等が円滑に運営されるための環境整備に関する事項を協議しています。

連絡会議

連絡会議では、要保護児童等の実態把握や支援を行っている事例の総合的な把握のほか、要保護児童対策を推進するための研修会の開催や啓発活動を行っています。

実務者会議

実務者会議では、市の関係機関や兵庫県のこども家庭センターや健康福祉事務所、児童家庭支援センターに加え、専門的な（学術的な）見地から大学教授をスーパーバイザーとして招へいし、リスクの高い乳幼児や発達状況に問題のある児童、非行問題等の問題行動のある児童等についての進行管理を行っています。

事例検討会議（ケース会議）

事例検討会議（ケース会議）では、個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や、今後関わりを有する関係機関等の担当者により、ケースごとの状況や問題点、支援の経過などの情報を共有し、具体的な対応の検討や、支援の内容及びスケジュール（支援計画）などを決定しています。

一方、児童虐待に関して特別な権限を有し、専門員を配置する兵庫県こども家庭センター（児童相談所）では、より高度な専門的対応や法的対応が必要なケースに重点化しています。

例えば、市町の個別の児童家庭相談のケースに応じて、初期対応や行政権限の発動の必要性の判断も含めた技術的援助や助言を行うほか、市町では対応が困難なケースに対しては、立入調査等の権限を活用しつつ、子どもやその保護者への専門的な支援を行うとともに、緊急的な対応が必要な場合には、「一時保護」や児童施設入所などの「措置」を行っています。

兵庫県こども家庭センター（児童相談所）でのその他の取組

取組	内 容
児童虐待防止 24 時間ホットライン	虐待通告の窓口として、市町単独では難しい休日・夜間の対応も行えるよう、「児童虐待防止 24 時間ホットライン」を設置しています。
各種相談	「児童虐待」「家庭での養育困難」「発達・障がい」「非行や性格、しつけ」「不登校・いじめ」といった相談を受付しています。
児童福祉司任用資格取得研修の実施	市町職員等を対象とした児童福祉司任用資格取得研修を実施しています。
要保護児童対策調整機関の調整担当者研修	要保護児童対策調整機関の調整担当者を対象に、子どもの権利を守ることを最優先としたソーシャルワークの実践を目的とした研修を実施しています。
その他の支援	里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援や、養子縁組に関する相談・支援を実施しています。

児童虐待の防止及び対策には、本市が児童委員や医療機関、学校園等の関係機関と連携し、共通の認識や役割分担の確認、情報交換を行いながら、早期発見及び早期対応に向けた取組を行うことが重要であり、加古川市要保護児童対策地域協議会を中心とする子どもを守る地域ネットワークのさらなる強化に努めるとともに、特に専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、兵庫県こども家庭センターと連携を図りながら、今後も個別のケースに応じて必要な対応を進めていきます。

また、さらなる児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点を整備します。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

本市ではこれまで、ひとり親家庭をめぐる様々な状況を踏まえ、その自立を支援するための施策等を総合的かつ計画的に展開するため、平成17年3月に「加古川市母子家庭等自立促進計画」を策定し、「母子家庭・父子家庭・寡婦がいきいきと安心して暮らせるまちづくり」という基本理念のもと、「子育て・生活支援策の推進」、「就業支援策の推進」、「養育費確保・相談体制の充実」、「経済的支援策の推進」の4つの基本目標を掲げ、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援を推進してきました。

また、平成22年3月に策定した「加古川市次世代育成支援後期行動計画」には、当該計画を改定した内容を盛り込み、ひとり親家庭の自立支援のさらなる推進に向けた施策を展開してきました。

ひとり親家庭の支援にあたっては、母子・父子自立支援員を配置し、経済的な問題を抱えた家庭に対しては、各種手当の案内や養育費の確保についての教示を行うなど、各家庭の状況に応じた相談に対応しています。

また、母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施や、就労に向けた給付金の支給のほか、保育所等及び放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用に際しての配慮など、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行っているところです。

ひとり親家庭への相談及び支援には、専門的な知識及び技能を有する人材が必要不可欠であり、今後、これまでの取組を継続し、さらなる充実を図るためにも、必要な人材を継続的かつ安定的に確保する仕組みづくりに努めます。

ひとり親家庭の就労に向けた支援

就労支援	内 容
母子・父子自立支援プログラムの策定等	ひとり親家庭の個々のニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携しながら就労支援を行っています。
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の能力開発を支援し自立促進を図るため、指定する教育訓練講座の修了後に受講料の一部を支給します。
高等職業訓練促進給付金 修了支援給付金	ひとり親家庭の親が、仕事に結びつく資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を目的とした学校などへ1年以上通学するため仕事に就くことができない場合に訓練促進給付金を支給します。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 受講修了時給付金 合格時給付金	ひとり親家庭の親及びその児童が高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。

その他ひとり親家庭の自立に向けた支援

- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業（ひとり親家庭ヘルパー派遣）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度（兵庫県事業）の受付
- ・保育所等の入所にあたっての配慮
- ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用にあたっての配慮 など

一方、兵庫県では、ひとり親家庭が抱える養育費、慰謝料問題や、遺産相続問題など法律に関する悩みに対し、専門相談員（弁護士）が、電話または面談により相談を受ける常設相談や、遠隔地の相談実施会場へ赴き相談を受ける巡回相談を実施しているほか、ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を推進することを目的として、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度を設け、事業開始資金、就職支度資金や就学支度資金といった12種類の資金の貸付を行うなど、ひとり親家庭への支援事業を展開しています。

本市の子ども・子育て支援においては、ひとり親家庭に対して、ひとり親家庭等日常生活支援事業（ひとり親家庭ヘルパー派遣）、子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ）や、保育所等及び放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、兵庫県が展開する関連施策との連携を図りながら、総合的な自立支援を推進していきます。

（3）障がい児施策の充実

障がい児に対する療育・教育においては、障がいの原因となる疾病・事故の予防や、早期発見及び治療を図るため、乳幼児期の健康診査や学校における健康診断等を推進する必要があります。

また、障がい児とその保護者の精神的支援を行う相談支援体制や療育体制の充実、放課後や学校園外での活動における継続的な支援など、ライフステージに応じた一貫したサービスが提供できる支援体制の充実が求められています。

本市では、平成29年3月に「加古川市障がい者基本計画」、平成30年2月に「第1期加古川市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある子どもの健やかな成長や社会生活への適応を促すため、療育支援の充実に向けた取組を推進しています。

また、乳幼児健康診査や就学時健康診断の実施により、障害の早期発見や健康診査後のフォローアップ、保健指導や相談対応などにおいて医療機関につなげるなど、関係機関との連携を図っています。

さらに、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーションなどさまざまな活動に参加することにより、社会参加の機会を増やし、生きがいのある生活を送ることができるよう支援する取組を進めるとともに、児童クラブや放課後子ども教室などにおいて、障がいのない子どもと地域でともに健やかに成長できる体制の整備に取り組んでいます。

①加古川市立こども療育センターでの取組

加古川市立こども療育センターでは、令和2年度より、児童福祉法第43条第1項第1号で規定される「福祉型児童発達支援センター」として、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与をはじめ、集団生活への適応訓練などのサービスを提供する「児童発達支援事業」と、医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」として、障がい児（肢体不自由児、知的障がい児、発達障がい児）に対し、発達段階に応じた療育を総合的に提供しています。

このほか、通所を希望する親子や、発達にかたよりの持つ子どもと保護者を対象に次の事業を実施しています。

こども療育センターにおけるその他の事業の内容

事業	内容
親支援事業	発達にかたよりのある子どもの保護者を対象としたグループ支援を行っています。子どもへの関わり方を学び育児不安の軽減を図るとともに、保護者同士が気持ちを共有できる場としてグループ懇談を実施しています。 のびっこ教室・・・発達にかたよりのある3～4歳児の保護者 おひさま教室・・・発達にかたよりある5歳児の保護者
すくすく	肢体不自由のある未就学児を対象とし、通所を希望する親子の準備期間として実施しています。通所に向けて生活リズムを整え、親子で楽しく遊ぶ経験をしてもらうほか、育児相談や家庭での悩みに応え、親子関係を深める取組を行っています。
きらり	知的・発達にかたよりのある未就学児を対象とし、通所を希望する親子の準備期間として実施しています。小集団での遊びの中で、他人に興味・関心を持ち、楽しんで保育に参加しながら基本的社会習慣の経験をしています。

また、兵庫県が実施している「障害児等療育支援事業」を受託し、在宅障がい児のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種サービスの提供の援助、調整等を行うなど、地域の在宅障がい児及び家族の福祉の向上を図る取組を行っています。

こども療育センターにおける地域での生活支援の取組

○保育所等訪問支援

子どもたちが安心して集団生活を送るための適切な環境を整えるため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、認定こども園・幼稚園・保育所・学校などを訪問し、園・学校の職員に対して助言、指導を行っています。

○障害児相談支援

子どもに合った総合的な援助方針の立案や障害児支援利用計画の作成などを行っています。

○地域支援事業

以下の事業を実施しています。

- ・加古川中央市民病院「発達外来」への医師の派遣
- ・「乳幼児発達相談事業」への医師の派遣
- ・「さくらんぼ相談事業」への臨床心理士、相談員派遣
- ・認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等の職員に対する、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保育士による技術指導の実施
- ・加古川養護学校療育相談
加古川養護学校の児童・生徒に対する学校生活が充実するような支援や、教諭との意見交換
- ・各種研修会の開催
 - ✓市内保育士研修会（講演会、感覚・運動教室、事例検討会）
 - ✓保健師研修会
- ・教育委員会（幼稚園・小学校）、認定こども園、保育所との連携
必要に応じた文書の送付や訪問の実施

※取組については、現時点において見込んでいる内容を記載しており、今後必要に応じて修正します。

今後も関係機関との連携を進め、地域療育の専門機関として専門的な知識や技術を生かし、障がいの軽減を図り、子どもが持つ「育つ力」を育み健やかな成長を促すことはもちろん、障がい児が社会の一員として地域社会で日常生活を送れるよう、障がい児やその保護者に対する支援のさらなる充実に努めていきます。

②保育所での取組

公立保育所においては、障がい児の受入れに対して職員を加配し、特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制を整備しています。

また、市内の認可法人保育所に対しては、心身に障がいを有する子どもを入所させ、一般健常児とともに集団保育するための経費の一部を補助として交付しています。

認可法人保育所への障がい児保育の実施に係る補助

○重度障がい児（身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳 A、B(1)判定 等）

1 人 72,000 円/月

○軽度障がい児（身体障害者手帳 5・6 級、療育手帳 B(2)判定、発達障がい児 等）

1 人 25,000 円/月

障がい児を積極的に受け入れていただく環境を整備する観点から、民間施設への支援のあり方については、今後、国・県の動向や本市での利用実態等を見ながら検討していきます。

今後もこども療育センターとの連携を密にしながら、特別な支援を要する子どもへの支援体制の整備に取り組んでいきます。

③認定こども園及び幼稚園での取組

公立の認定こども園や幼稚園においては、必要に応じて特別支援ルームを設置し、認知面や行動面で困難を抱える子どもなど、障がいや発達に課題がある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育活動を行っています。また、各園の特別支援教育コーディネーターを中心に、園内の全教員の共通理解の下で特別支援教育の推進に努めています。

特別支援教育の実施にあたっては、兵庫県立特別支援教育センターが開催する「特別支援教育コーディネーター研修」への参加を通して、教員の資質向上に努めているところです。

認定こども園及び幼稚園等におけるその他の取組

- ・入級指導や5歳児を対象とした夏季就学相談の開催など、保護者に対するきめ細やかな支援
- ・こども療育センターとの連携や、認・幼・保・小・中連絡会における情報交換などを通じた、小学校への円滑な接続のための連携

今後も研修等を通じて教員の資質や専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を密にし、特別支援教育の充実に努めていきます。

④学校教育での取組

学齢期においては、特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図っており、個別の支援に対応していくため、スクールアシスタントを全小学校に、補助指導員（介助員）を必要に応じて配置し、障がいのある子ども一人一人に対して、個別の教育支援計画やサポートファイル等を活用し、子どもの自立や社会参加を目指した支援を推進しています。

このほか、子ども及び保護者への支援として、次のような取組を行っているところです。

学校教育におけるその他の取組

- ・ブロック別交流学習会や合同なかよし会等を通じた、子ども同士の相互理解を深め、豊かな人間性を育む取組
- ・公民館等を拠点とする障がい児（者）家庭教育学級が円滑に実施できるよう、学級の運営等についての助言
- ・発達に課題のある子どもやその保護者等に対して、言葉や発達の悩み等について電話や来所による相談に応じ、教育相談及び指導助言、課題の軽減・克服、発達・自立への支援を行う教育相談の実施
- ・特別支援学校での特別支援教育に関するさらなる専門性の向上や、地域のセンター的機能を果たす取組

⑤自立支援医療、障害児通所給付費、障害児相談支援等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）」に基づく「自立支援給付（自立支援医療）」として、「自立支援医療（育成医療）」を実施するほか、同法に基づく障害福祉サービスとして、居宅介護や短期入所などのサービス利用が可能であり、その利用に対して介護給付費の支給を行っています。

また、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の利用に対して、障害児通所給付費の支給を行っています。

現在は、障害児通所支援又は障害福祉サービスを利用する全ての対象児に対して、その心身の状況や置かれている環境、サービス等の利用に関する意向その他の事情等を勘案し、必要なサービスを個別に決定していくため、相談支援体制（障害児相談支援・計画相談支援）の拡充に取り組んでいます。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく給付

事業	内容
自立支援医療（育成医療）の実施	満18歳未満の児童で、身体上の障がいを有する児童や、現在患っている疾患を放置することにより将来において障がいを残すと認められる場合に、確実な治療の効果が期待できる医療費の給付を行う「自立支援医療（育成医療）」を実施しています。
障害児通所給付費の支給	学校の授業終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行う「放課後等デイサービス」や、未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う「児童発達支援」、保育所等に通う障がい児に対し、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的支援を行う「保育所等訪問支援」など、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の利用に対して、障害児通所給付費の支給を行っています。

介護給付費の支給	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、居宅介護や短期入所などのサービス利用が可能であり、その利用に対して介護給付費の支給を行っています。
----------	---

⑥兵庫県での取組

兵庫県では、平成 24 年度に県立こども発達支援センターを開設し、医師や臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等による診断・診療や療育を行うほか、地域医療機関との連携体制の構築等に取り組んでいます。さらに、センターへの来所が困難で、医師による発達障害の診断・療育を受ける機会の少ない地域への出張相談等を実施しています。

障害児相談支援については、保護者の「気づき」などの早期の段階からの支援、乳幼児期・小学校入学前・学齢期・学校卒業後などライフステージごとの支援に十分対応できるよう、相談支援専門員の専門性を高め、質の向上を図ることにより、相談支援体制の充実をめざしています。

また、重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、平成 30 年 4 月から居宅訪問型児童発達支援事業所の新規参入を促進するとともに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に確保するため、医療的ケアに対応できる人材の確保、養成に向けた取組を進めています。

⑦本市の障がい児施策や兵庫県での取組との連携

本市の子ども・子育て支援施策を展開していくにあたっては、「加古川市障がい者基本計画」及び「第 1 期加古川市障害児福祉計画」に基づき、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携に努め、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、兵庫県が設置する支援機関が行う障がい児への専門的な支援との連携や情報共有を図りながら、本市の障がい児施策の充実を図っていきます。